

平成23年白浜町議会第1回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成23年3月22日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成23年3月22日 10時04分

1. 閉 議 平成23年3月22日 14時09分

1. 閉 会 平成23年3月22日 14時09分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一 勝 事務係長 井村 和 朗

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 水本 雄三
会計管理者 辻 政信 教育長 清原 武
富田事務所長
兼農林水産課長 冷水 喜久夫 日置川事務所長 吉川 廣

総務課長	小幡	一彰	税務課長	田井	郁也
民生課長	鈴木	泰明	生活環境課長	堀本	栄一
観光課長	津多	哲雄	建設課長	坂本	規生
上下水道課長	佐本	望	地籍調査課長	中戸	和彦
教育委員会					
教育次長	岩上	守	消防長	南	常壽
総務課課長	菊原	博	総務課課長	笠中	康弘
農林水産課課長	鈴木	泰	総務課副課長	濱口	伊佐夫

1. 議事日程

- 日程第1 議案第42号 平成23年度白浜町一般会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第2 議案第43号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第3 議案第44号 平成23年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第4 議案第45号 平成23年度白浜町介護保険特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第5 議案第46号 平成23年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第6 議案第47号 平成23年度土地取得特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第7 議案第48号 平成23年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第8 議案第49号 平成23年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第9 議案第50号 平成23年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第10 議案第51号 平成23年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第11 議案第52号 平成23年度白浜町水道事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第12 議案第53号 平成23年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について
(委員会審査報告)
- 日程第13 発委第3号 議案第42号 平成23年度白浜町一般会計予算議定に関する付帯決議
- 追加日程第14 議案第58号 白浜町副町長の選任について
- 追加日程第15 選挙第1号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第16 平成22年請願第1号 旧空港跡地のバラ園の継続についての請願

(委員会審査報告)

- 追加日程第17 意見書案第1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について
- 追加日程第18 意見書案第2号 東北関東大震災に対する対策と早期復旧に関する意見書の提出について
- 追加日程第19 発委第4号 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第19

1. 会議の経過

○議長

みなさん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会 平成23年第1回定例会第5日目を開催いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外(事務局長)

報告を行います。

ただいまの出席議員は16名であります。

議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

予算審査特別委員会から付託案件について、審査結果報告書が提出されていますので、配付しております。

また、発委第3号として、議案第42号 平成23年度白浜町一般会計予算に関する付帯決議が提出されています。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

なお、本日をもって予定案件をすべて審議したいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。

ここで、去る3月15日、白浜町教育委員会委員に選任されました尾崎 恵さんより挨拶の申し出があります。

これを許可します。

(尾崎氏入場)

(登壇)

(挨拶)

(拍手)

○議 長

以上で挨拶が終わりました。

日程に入ります前に、去る 15 日に開催しました定例会第 4 日目に人権擁護委員の推せんにつき意見を求めるための諮問第 3 号が提出され原案を了承しましたが、その参考資料の記載に誤りがあったため、訂正の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。

本日冒頭に 1 件、ご報告させていただきます。

去る、3 月 15 日に諮問第 3 号で人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて上程させていただき、ご了承を賜りました件につきまして、議案書 130 ページの参考資料中、玉置 悦子氏の略歴について一部訂正箇所がございます。

略歴中、職種の「講師」とありましたのは、担当事務局の確認誤りで、正しい職種は「養護教諭」でございます。

謹んでお詫び申し上げるとともに、今後このようなことのないよう、資料作成時には、慎重丁寧に書類を精査することを徹底してまいり所存でございますので、別紙配布資料のとおり訂正をお願い申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議 長

ただいま町長より訂正がございました。

提案資料については、十分に精査した上で提出してください。

これより、本日の会議を開きます。

-
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------------------------------|-----------|
| (1) 日程第 1 | 議案第 4 2 号 | 平成 23 年度白浜町一般会計予算議定について | (委員会審査報告) |
| 日程第 2 | 議案第 4 3 号 | 平成 23 年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について | (委員会審査報告) |
| 日程第 3 | 議案第 4 4 号 | 平成 23 年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について | (委員会審査報告) |
| 日程第 4 | 議案第 4 5 号 | 平成 23 年度白浜町介護保険特別会計予算議定について | (委員会審査報告) |
| 日程第 5 | 議案第 4 6 号 | 平成 23 年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計予算議定について | (委員会審査報告) |
| 日程第 6 | 議案第 4 7 号 | 平成 23 年度土地取得特別会計予算議定について | (委員会審査報告) |
| 日程第 7 | 議案第 4 8 号 | 平成 23 年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計予算議定について | (委員会審査報告) |
| 日程第 8 | 議案第 4 9 号 | 平成 23 年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について | (委員会審査報告) |

- 日程第9 議案第50号 平成23年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第10 議案第51号 平成23年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第11 議案第52号 平成23年度白浜町水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第12 議案第53号 平成23年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について (委員会審査報告)
-

○議長

日程第1 議案第42号から日程第12 議案第53号までの12件を一括議題とします。本案に対する委員長報告を求めます。

7番 溝口君(登壇)

○7番

委員長報告をいたします。

本委員会は、去る3月3日の本会議において付託を受けた議案第42号から議案第53号の12件について、3月16日、17日、18日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査を行いました。

その結果、議案第42号は、原案に対する修正動議の提出があり、修正案、原案とも審議を行い、討論が行われた結果、起立により原案のとおり可決すべきものに決しました。

議案第43号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第44号 平成23年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第45号 平成23年度白浜町介護保険特別会計予算、以上の3件は、起立多数により原案のとおり可決すべきものに決しました。

議案第46号 平成23年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計予算、議案第47号 平成23年度白浜町土地取得特別会計予算、議案第48号 平成23年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計予算、議案第49号 平成23年度白浜町簡易水道事業特別会計予算、議案第50号 平成23年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第51号 平成23年度白浜町下水道事業特別会計予算、議案第52号 平成23年度白浜町水道事業特別会計予算、以上7件は全会一致により、全て原案のとおり可決すべきものに決しました。

議案第53号 平成23年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算については、原案のとおり承認すべきものに決しました。

各議案審査の過程においては、質疑、提言は広範にわたる内容のものでありました。

予算の執行におきましては、委員会において可決の議決を経たことの重みをしっかりと認識されまして、予定事業の推進にあたっていただきたいと思っております。

また、この後提案される平成23年度一般会計当初予算議定に関する付帯決議の内容を十分にお酌み取りいただき、予定事業の推進にあたっていただきたいと思っております。

以上、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第42号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第42号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

従って、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号に関する討論を行います。

反対討論です。

11番 丸本君(登壇)

○11 番

議案第43号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算に反対の討論をさせていただきます。

国保税の値上げについては議案第31号で可決されました。所得200万円で40歳以上夫婦2人、子ども2人、計4人の世帯で年間約37万円の国保税がかかるわけでございます。低所得者が多い国保世帯に更なる税の値上げは、滞納者がさらに増加し、町民の暮らしが大変厳しくなるわけでございます。白浜町では被保険者一人、年間約300円しか一般会計から繰入をしております。隣町のすさみ町に比べ百分の一、和歌山市と比べても十分の一の繰入でございます。一般会計からの繰出を増やし、国保税を下げるべきだと私は思います。

よって、住民負担増につながる議案第43号に反対をいたします。よろしく申し上げます。

○議 長

続いて賛成討論はございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第43号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第44号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

従って、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第45号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第46号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第47号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
本案に対する委員長報告は可決すべきものです。
議案第48号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第49号に関する討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
本案に対する委員長報告は可決すべきものです。
議案第49号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第50号に関する討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
本案に対する委員長報告は可決すべきものです。
議案第50号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第51号に関する討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
本案に対する委員長報告は可決すべきものです。
議案第51号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第52号に関する討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
本案に対する委員長報告は可決すべきものです。
議案第52号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第53号に関する討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
本案に対する委員長報告は承認すべきものです。
議案第53号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第53号は委員長報告のとおり承認されました。

(2) 日程第13 発委第3号 議案第42号 平成23年度白浜町一般会計予算議定に関する付帯決議

○議 長

日程第13 発委第3号 議案第42号 平成23年度白浜町一般会計予算議定に関する付帯決議を議題とします。
事務局長に案件を朗読させます。
番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

発委第3号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。
7番 溝口君(登壇)

○7 番

発委第3号として提出します議案第42号 平成23年度白浜町一般会計当初予算議定に関する付帯決議の提案説明をさせていただきます。

平成23年白浜町議会第1回定例会に提出された平成23年度白浜町一般会計当初予算議定については、予算審査特別委員会において予算修正案の提出もありましたが、当局提案の原案を可決したところであります。

しかし、款6. 農業水産業費 項3. 水産業費 目2. 水産業振興費として、湯崎地区漁業活性化施設の建築事業費として3億円の予算計上について、当局の担当者の説明を聞く限

り、関係者との十分な話し合いや、合意形成が図られていないように感じられました。

また、本事業は2カ年間で5億円という巨費を投じるとのことであるが、議会への事前の説明、報告が少なく、当局の説明責任があまりにも不足していると、委員の皆さんからも指摘がありました。

そういう意味から、事業の必要性、事業の目的など関係団体、地域の方々、また、昭和38年に町と付帯契約書を締結している方々に十分な理解を求め、また、議会にもその都度の報告、説明を行い事業を推進していくよう強く求めるものであります。

この決議については、去る3月18日の予算審査特別委員会において、全委員の賛成により、提出するものであります。議員の皆様のご賛同をお願いします。

○議 長

ただいま委員長 溝口君から提案説明がございました。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

発委第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発委第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

休憩します。

(休憩 10 時 27 分 再開 13 時 01 分)

○議 長

再開します。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外 (事務局長)

議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

この後、当局より追加議案第58号が提出されます。

また、選挙第1号 公立紀南病院組合議会議員の選挙、総務観光常任委員会に付託中の請願第1号についての委員会審査報告、意見書案第1号、意見書案第2号の提出があります。

また、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会の委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。

これらを日程に追加して審議をお願いすることになりました。

○議 長

諸報告が終わりました。

資料を配付して下さい。

(資料配付)

○議 長

ただいま当局より追加議案第58号が提出されました。

これを日程に追加して、追加日程14として直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、追加議案第58号は日程に追加して、直ちに議題にすることといたします。

(3) 追加日程第14 議案第58号 白浜町副町長の選任について

○議 長

追加日程第14 議案第58号 白浜町副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 水本君(登壇)

○番 外(町 長)

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第58号 白浜町副町長の選任につきましては、新たに次の者を白浜町副町長として選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

副町長として選任したい者は、住所 和歌山市屋形町3丁目11番地の1 氏名 熊崎訓自 生年月日 昭和23年11月26日でございます。

経歴につきましては省略させていただきます。

是非ご同意を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議 長

質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第58号は原案に同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って議案第58号 白浜町副町長の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、ただいま同意されました熊崎 訓自さんから挨拶の申し出があります。

これを許可します。

(熊崎氏入場)

(登壇)

(挨拶)

(拍手)

○議 長

以上で挨拶が終わりました。

休憩します。

(休憩 13時07分 再開 13時09分)

○議 長

再開します。

資料を配付して下さい。

(資料配付)

○議 長

ただいま配付されました、選挙第1号 公立紀南病院組合議会議員の選挙、総務観光常任委員会に付託中の請願第1号についての委員会審査報告、意見書案第1号、意見書案第2号の提出があります。

また、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会の委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。

これらを日程に追加して審議をお願いすることになりました。

お諮りします。

ただいま提出いたしました各案件を日程に追加して、追加日程第15から追加日程第19として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙第1号 公立紀南病院組合議会議員の選挙から各委員会からの閉会中の調査の申し出についてを、それぞれ追加日程第15から追加日程第19として議題とすることに決定しました。

(4) 追加日程第15 選挙第1号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第15 選挙第1号 公立紀南病院組合議会議員の選挙についてを議題とします。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたい
と思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

公立紀南病院組合議会議員に、正木秀男君と私、西尾を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました2名を当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました2名が公立紀南病院組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(5) 追加日程第16 平成22年請願第1号 旧空港跡地のバラ園の継続についての請願
(委員会審査報告)

○議 長

追加日程第16 平成22年請願第1号 旧空港跡地のバラ園の継続についての請願につ
いてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

請願審査報告書を朗読した。

○議 長

本案に対する委員長報告を求めます。

8番 水上君(登壇)

○8 番

皆さまのお手元に請願審査報告書をお配りしてございますが、審査結果をご報告申し上げ

ます。

平成22年請願第1号 旧空港跡地のバラ園の継続についての請願につきまして、平成22年第4回定例会で当委員会に審査の付託を受けたところであります。

当委員会では、請願審査のため、4回の委員会を開催いたしました。審査の中で、紹介議員3名を代表しまして楠本議員から説明を受け、また、当局担当課である観光課の意見も聴取しながら検討してまいりました。

主たる意見につきましては、請願者の願意は今まで費やした費用も考え、あくまでも暫定利用としてバラ園を継続し、指定管理制度を含めた委託事業を希望されていますが、指定管理者制度というのは、公の施設の恒久的な運営を対象としたものであり、暫定的な運営に対しては、指定管理制度はそぐわないものではないかという意見が出ました。

一方、旧空港跡地にバラ園を展開することにより、観光資源として白浜温泉の活性化につながり、また観光客の増加や雇用対策にもつながる可能性もあるとの意見もありました。

また、現在展開している平草原公園内でのバラ園については、花の咲く時期には多くの来園者の目を楽しませており、好評を得ているので、引き続き担当課は良好な維持管理を行っていただきたいという意見もありました。

当委員会では、旧空港跡地のバラ園の継続につきましては、今後の予算措置が町としては見込めないと説明を受けましたが、民活ではできないものかと審議もいたしました。

しかし、請願にありますように、指定管理者制度を含めた委託事業を適用するためには、町として一定の施設設置とそれにとまなうインフラ整備などに要する財源措置からみて、大変厳しく、採決の結果、請願第1号については不採択となったことを申し上げ、ご報告申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

16番 三倉君

○16 番

この委員会について、私も2回ほど傍聴をさせていただいた次第ではありますが、委員長は委員会の中の発言で、今の報告にもありましたけども、当局は事業の継続には金額がかさむということであると。また当局の話の中で2,600万円の補助が23年度以降つかないということにつきまして、説明があったと委員会の中での話があったわけです。当局の金額的なことについて、そういう説明はあったんですけども、そういった中で、事業の継続等について、株式会社東農園の方からは事業の金額について、お金がかさむものではないということ参考で楠本議員は意見を述べられたわけです。

そうした中で、当局側からの金額がかさむということを一方的に審議される中で、片方の請願者からの願意である話と、お金がかさむということについて調査したのかということをお尋ねしたいと思います。

○議 長

8番 水上君（登壇）

○8 番

三倉議員のご質問にお答えします。

当局が経費のことを理由に委員会審査の中でも、特にインフラ整備などについては5,0

00万円くらいの試算を述べられました。その中でも、やはり参考意見をいただきました楠本議員の中にもお金のかからない方策があるのではないかと聞いておりますので、私ども当局には、何とかそういったことの中でできないのかということもお尋ねしました。ですが、当局側のその時点での話は、やはり一定の指定管理を継続していくには、一定の施設整備をしなければならない。その中で考えていかなければならないと。お金のかからないような試算を当局も考えられたようですが、そういう返事をいただいております。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

今の答弁からしたら、当局の話をそのまま丸受けしての答弁にしかないように思います。委員会として、どういうことをするかということになれば、今一步踏み込んだそういうことについての請願者からの意見なりの調査も必要でなかったのかということをお尋ねしているわけです。

それと、暫定的云々ということが報告書の中であつたんですけども、暫定的ということは、願意はそうであれ、請願者としたらお金のかからない方法の中で、それに取り組んでいかなければならないという意味合いから、そういった暫定的な方法もひとつではないかなという形であつたと私は受け賜わっているわけです。

そういうことからすれば、とりあえずさせるということについても、今一度踏み込んだ話があつてもよかったのではないかと思うんですけど、それについてはどうでしょうか。

○議 長

8番 水上君（登壇）

○8 番

委員会では、インフラ整備にいくらかかかるのかということの中で、お金をかけないでできるのはどれくらいのものかということも意見が出ましたし、その中で協議もしてきました。

さらに、この請願者の方が、請願が提出される4日前に議員各位に配られました12月13日付の文書では、ある一定のインフラ整備を要望しておりまして、それもひとつの私たちの審査の材料になりました。その後、紹介議員の楠本議員からは、それも提出したけれども、お金のかからない方法でということの説明を聞きましたので、そういう方策はないものかということで、当局側に私たちも質問をし、調査もしました。

また、私は審査の期間中に平草原公園にも何回もまいりましたし、28日の審査結果を出す前日にも行きまして、現状を見てまいりました。平草原の担当者にも現状と維持管理についても、ここでインフラ整備をする場合、どのくらいかかるものかという話もさせていただき、調査させていただいたところです。

また、委員会としましては、この施設整備について、請願者の方が、町が請願者と確認合意したようなことがいくつかあるように述べられていましたので、そのことについても当局側にただしたわけです。その中では、町当局とはなんら公文書はなくて、請願者と白浜町との協議の曖昧さは否定できないと考えております。

今後、空港跡地に残るバラの対処につきましては、お世話いただきました鹿屋市であるとか、また白浜町の考え方、報告、経緯の説明責任もあるかと思っておりますので、委員会としては

不採択ということで、協議はしましたけれども、実際に跡地に1万本のバラが残っておりますので、そういうことは当局側の今後の対応というのも見ていきたいと、委員会の中でもそういう意見は出ました。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

答弁的には釈然としないところが多々あるわけです。それにつきましては、堂々巡りになるので、差し控えなくてはならないということですが、委員長が前の委員会の際に鹿屋市のバラ園を視察に行っているわけです。私もその時はたまたま副委員長の職を仰せつかっていたんですけども、その時の委員長報告のまとめの中で、白浜町のバラ園構想も観光資源、名所になれば町の活性化、新産業や雇用の拡大に繋がるのではないかと思うが、今、町が平草原公園の延長であっても設備事業費の捻出や増員を図った維持管理が公営では難しいだろうと察すると述べられているです。このことは、結局当局が申されている金額がかさむ云々ということになるかと思うんですけども、その後で、町が提案している民活方式が県、町との整合性の中でどう観光資源と位置づけられるか待たれるところであると結んであるわけです。この辺、一歩進んだら、民活方式の中で請願者からあがってきている中で、別に請願者ありきでなしに、指定管理者というのを審議した中でやっていけるのではないかと私は受け取れるんですが、その辺はどうですか。

○議 長

8番 水上君（登壇）

○8 番

先ほど三倉議員の発言にございましたけれども、平成20年7月の委員会視察で鹿屋市にまいりました。それは、平成20年6月に全員協議会でバラ園構想を白浜町が発表しまして、7月はバラの時期ではなかったんですが、これは白浜町にとっていかがなものか、これは平草原でバラが育成できるのかということも委員会の中でいろいろと発言がございましたので、急きょ鹿屋市に調査ということでまいりました。

それと委員会報告なんですけども、そのことにつきましては、副委員長でありました三倉議員もご同意の上で委員長報告をさせていただいております。ですから、その文言については、委員会の中で協議した中で提出したと私は思っております。

それと、その当時、平成20年6月に当局からバラ園構想が出ましたけれども、同じ年の12月には民活、白紙に戻すというような当局側から全員協議会で説明がありまして、12月の発表の翌年、21年2月には、東農園さんから善意の寄贈で1万3,000本のバラを白浜町は受け取っております。また、その後3月には指定管理を含めた研究をするという二転三転した白浜町のこういうバラ園構想についての発表はいかがなものかと、委員会の中でも私はそういう意見を言わせていただいたんですけども、そういう白浜町の経過の中で、委員会もその経過を受けた中で審査をしております。

先ほど県との整合性と申しますのは、平成20年だったんですけども、空港跡地の使用料について同僚議員から指摘がありまして、当時は県の1平方メートルあたりの使用料が59～60円ということでございましたけれども、白浜町が当時提案しておりましたのが20円ということで、その指摘によって、かなり住民の方も白浜町の財産をそれでよいのかと、ど

れだけそういうことの中に、県との整合性が図れるのかという意見も多く出ておりました。その後ですけれども、白浜町が白紙ということを発表したのかなど、私はそう解釈しております。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

見解の相違で意見が平行線になるということで、再々質問については避けないといけないとは重々わかるんですけども、私は副委員長当時に委員長との話の中で、先ほども申しましたように、観光資源と位置づけられてるところが待たれるところであるというこのあたり。町が提案している民活方式が県、町との整合性の中で、どう観光資源と位置づけられるか待たれるところであると。この位置付けをしていくにあたって、こういうことが民活から出てきているということに対して、いけるんでないかと。それでお金がかさむということについては、町が金かさむという中で、民間は金が必要であっても要ってきても、要ってくるという話でなしに、ほかのほうでいけると述べている話だから、そういうことからすれば、委員会としてそれならば一考があってもよかったのではなからうかということをお願いしてあります。

町ができないからということなしに、町の方針でなしにでも議会の中でそういう話があったら、そういうことについて委員会として見解を持っててもと疑問に思ったので申し上げていることでもあります。

○議 長

質疑ですので、討論、意見は差し控えていただきたいと思います。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

反対討論。

13番 正木司良君（登壇）

○13 番

今回の旧空港跡地のバラ園の継続についての請願書が不採択になったということに対して、私は反対の討論をさせていただきます。

先日も観光産業の第一線に立たれている町民の方からお伺いをいたしました。現在の白浜町はパンダと夏の白良浜に支えられている。もっと白浜町としては、新しい第二、第三の観光資源を構築していかなければならない。そして、現在の観光産業の経済不況を克服しなければならぬというご意見でございました。私もその通りだと思いますし、多くの町民の皆さんもそのように同感だと思います。少なくとも、観光立町である白浜町には第二、第三の観光資源が必要なんです。そういう中で、このバラ園構想が生まれてきたわけでありまして。

先ほど委員長もおっしゃられましたように、また三倉議員もおっしゃられましたように、町当局も議会も観光振興ということをお願いして現地のバラ園を視察されました。少なくともその時は前向きの気持ちがあったわけなんです。白浜町にバラ園をつくって観光客に来ていただくという気持ちがあったと思います。それに基づいて、業者の方も1万3,000本のバラ

の苗、これは時価になおすと数千万円かかると思います。それも寄付しまして、平草原にもバラの苗を植え、旧空港の広大なところにバラ畑が今あるわけです。それが、今回、町の財政状況や施設設置の必要性などから考え、バラ園をつくるにはお金がかかります。ただいま委員長は5,000万円のお金がかかります、水道を引くのに何千万円、柵を設置するのに何千万円とおっしゃいましたけれども、それは当局からの原案なんです。では、委員会と当局がそれをもう少し安くなりませんか、安い方法はないですか、バラ園は自然の中に調和する施設ですから、あまり立派なトイレも必要はないんです。フラワー公園に適した素朴なトイレのほうがいいのではないですか。そういう建設費が安くなるような話し合いを實際されたのかどうか。

そしてまた、東農園さんはもっともっと安くなりますよと。緊急雇用で23年度まで就労されている職員の方と一緒にもっと安い費用で素朴なバラ園を。そして観光白浜を代表するバラ園を一緒につくろうではないですか。そのような前向きな気持ちでもっと取り組んでいただけたらと。

私はそういう意味におきまして、少なくとも白浜にはバラ園のような観光資源が必要なんだと。少なくとも現在の旧空港に広がっているバラ園を来年から全部なくなるんですよということよりも、もっと残して観光白浜のために役立たせるべきだという趣旨を採択していただきたかったという気持ちを込めまして、私は委員会の不採択に対しまして、反対をいたします。

○議 長

賛成討論です。

2番 笠原君（登壇）

○2 番

請願第1号の委員会審査報告を了とする意味で、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

委員長報告にもありますように、私も空港跡地を暫定利用という形でバラ園を継続し、そして、それを指定管理者に運営等を任せることは大変問題があると感じます。

本来の指定管理制度の趣旨は、恒久的な公共施設をその施設の条例に基づき、指定管理をするものです。恒久的な施設も、またそれに関する条例もない暫定的な空港跡地バラ園を指定管理することは望ましくありません。

また、請願者の願意のなかに、今まで費やした費用も含めてと、私も総務観光常任委員会の議事録等を見させていただき、そういう中の表現もありますが、これは一体、どのような意味を持つのか理解に苦しみます。費用をかけたから、請願者に委託してほしいというようにもとれます。昨年12月17日に請願書が提出されていますが、その前に議員宛に請願者から出されている「平草原におけるバラ園（畑）計画案」の中において、バラの寄贈にあたり、民間委託方式を取り入れることを合意のうえで、寄贈をおこなったと説明していますが、請願者と町との間でどのような協議がなされてきたのかまったく証明する文書もないということです。

空港跡地自体を暫定利用として、民間の方に貸すこと、そして、今までの取り組みでもわかりにくい部分の多い空港跡地のバラ園継続は、避けるべきであると強く感じます。

最後になりますが、町も今後これを教訓とし、広く町民の方々に理解していただけるよう

な空港跡地の恒久利用策を県、関係団体とも連携して、協議していただけるよう申し上げ、私の意見とします。

○議 長

続いて反対討論です。

14番 楠本君（登壇）

○14 番

反対の立場で討論をいたします。

私は紹介議員のひとりであります。委員会において、なぜこのバラ園の請願をしたかという趣旨について、時間をいただきまして説明をさせていただきました。

今、委員長報告を受けた中において、若干疑義もありますけれども、指定管理者制度が、今、笠原議員からもありましたけれども、恒久的施設でなければならないという条例があるのかどうかそれも私は疑問に思っております。

しかしながら、私は正木司良議員も言われましたけれども、白浜の疲弊した観光の町、パ نداと白良浜の海水浴客でなくて、皆さんも議員の中で「なばなの里」を見に行った方もおられると思います。そういう中で、あのような田んぼの真ん中で年間何万人もの花を愛する方々が全国から来ております。

そういう意味においては、白浜を今まで緊急雇用対策事業の中でせっかくやられてきた事業でありますから、これを私は没にするということは、町益にあるのかという部分を判断したわけであります。

今、笠原議員から町との約束があったかなかったかという話もありましたけれども、私は委員会の中でも全員協議会の中でも当局から聞きました。約束事はないという話は確かに聞いております。

しかしながら、私は鹿屋市長さん、鹿屋市の門倉さんはじめ多くの方々に白浜のバラを成功させたい旨の指導も受けてきた中で、私はこの部分については観光白浜の町として第三の施設としてやはり広げていかなければいけないのではないかと。

それともうひとつは、委員会でも言わせていただきました、空港跡地の問題。これはもう多くは語りませんが、現実の問題として具体的な話はないんです。

それと、やはり私は総務観光常任委員会の方々が、今、委員長が言われるように調査に行ったことでもありますけれども、そうではなかったんだろうかと疑問を持っているんです。なぜかと言えば、鹿屋のバラが集客ではじめはあかんかったけれども、ものすごい集客力になっているという意味もあつたのではないかと私は思います。そういう意味において、総務観光常任委員会として、やはり観光立町としていいところは学んでくるという視察ではなかったんだろうかと私は思います。そういう意味においては、緊急雇用の分も踏まえて、ここで没にするというのはあまりにも悲しいことでもあります。

また、平草原公園の来客も年間かなり来てくれております。バラで5,000～6,000人と聞いております。そういう意味において私は平草原公園を有意義な格好で。ジュースの自動販売機もリースすればお金も入ってきます。駐車場料金ももらえばお金も入ってきます。そういう面。今、民俗温泉資料館も閉館していますけれども、やはりいろいろな方法を考える中で、やはり平草原公園を運営していくのはかなりのお金が要るんです。やはり収入を生む努力も私はすべきではないかと思えます。

そういう意味において、観光バラ園が継続できる、バラ畑でもいいですから、できるように私は思っております、紹介議員に名を連ねたわけでございます。

委員長報告について、私は継続すべきであるということを申し上げまして、私の考えを述べさせていただきます。

○議 長

続いて、賛成討論。

7番 溝口君（登壇）

○7 番

私は総務観光常任委員会が判断を下しました不採択について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本来でありましたら控えようかと思っていたんでありますけれども、私も年数は忘れてましたが、前町長がバラ園構想を打ち出した際に、一般質問をいたしましたので、やはりと思ひまして、原稿なしではございますけれども、委員会に賛成の立場で討論をさせていただきます。

そもそも、このバラ園構想につきましては、前町長の時代に我々議会にもいきなりでありましたけれども、取り組んでいくという形の報告があったわけで、私は質問したのであります。このバラ園構想、今、議員の皆さんが言いますように、観光に寄与するとそういった面では少しは思いますけれども、本来のこの指定管理者制度を使って、この空港跡地をバラ園にすると。結果バラ園でございまして、ほかの項目でもよかったのではありますけれども、その制度を使った空港跡地の利用の方法について、当初から不透明であったと、そのような立場から反対をして一般質問をいたしました。

この指定管理者制度ありきで本来でありましたら、東農園さんが指定管理をしていただきたいという東農園さんから議会に対しての請願、これは少しおかしいのではないかなど。こういった東農園さん以外の方から空港跡地についてバラ園構想の形であれば、まだ話はわかるわけでありまして、もし指定管理制度をしていただいと、本人、会社みずからが請願を出すということには大きな疑義を感じています。

私も当初、県の本庁に行って勉強をさせていただきました。あくまでも構造物は一切認めないという形が県の見解であります。これを恒久的となりましたら若干は違ってくるかと思っておりますけれども、暫定利用という形では構造物は一切認めない。そうになりましたら、例えば空港跡地にバラ園をつくっても、はたして東農園さんが提案されている入場料をもってという、若干は訪れていただけるかと思っておりますけれども、そういった白浜町の一つの目玉、あくまでも目玉となるような施設にはならないと私は思います。

私も委員会視察でいろいろ行かせていただいております中で、小規模、大規模ありますけれども、バラ園を運営されているところも何度行ったことはありますけれども、はたしてこれで白浜町の観光PRとなるような施設をつくるには、今、お金をかけずという話もございまして、そんなのでお客さんからお金をいただいてまで年間何千人、何万人と来るような施設はできないと私はそのように思っております。

事の中身よりも委員会が下した不採択という趣旨についての賛成という思いの中には、指定管理者制度を使っての進め方、このことについて、今回の請願の提案者である東農園さんみずからが請願を出して指定管理をしていただきたいという形での進め方について、少しお

かしいという立場で、委員会の判断した不採択ということに賛成であります。この委員会の審査結果を尊重したいと思います。

○議 長

討論を終結します。採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

平成22年請願第1号 旧空港跡地のバラ園の継続についての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議 長

起立少数です。

従って、平成22年請願第1号 旧空港跡地のバラ園の継続についての請願は不採択とすることに決定しました。

(6) 追加日程第17 意見書案第1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

○議 長

追加日程第17 意見書案第1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

意見書案第1号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

6番 廣畑君(登壇)

○6 番

私は日本人拉致問題の早期解決を求めることには賛成であります。しかし、今回の意見書には制裁措置が盛り込まれており、賛成できません。

今まで制裁措置を強め、交渉にあたってきました。解決には至っておりません。

1988年3月、参議院で当時の日本共産党の橋本敦参議院議員がはじめて拉致問題を取り上げて追及し、国会で明らかになりました。日本政府が拉致問題に対して、北朝鮮に対して不法な人権侵害や主権の侵害を許さない、そういう毅然とした対処をとることを要求しております。拉致問題の解決のために、堅持すべき大局的な立場として、まず北東アジア地域全体の平和と安定を確かなものにするのが日本の平和と安全にとって不可欠であり、両国関係を敵対から友好に転換すること。2つ目としまして、両国間の諸懸案を包括的に話し合い解決するという立場に立って、誠意をもって交渉にあたること。そして3つ目に、また北朝鮮がこれまで国際的な無法行為を犯してきた国であればこそ、この理性と道理に立った対応をすることです。

武力攻撃の口実を与えるような制裁措置は取るべきではなく、道理を尽くして話し合いにより、拉致問題の解決に向けて取り組むべきと考えております。

そうした立場で、今回の制裁措置を含む意見書には反対であります。

○議 長

ただいま、反対討論がございましたので、賛成討論があれば。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決します。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

(7) 追加日程第18 意見書案第2号 東北関東大震災に対する対策と早期復旧に関する意見書の提出について

○議 長

追加日程第18 意見書案第2号 東北関東大震災に対する対策と早期復旧に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

意見書案第2号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

○議 長

従って、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

(8) 追加日程第19 発委第4号 閉会中の継続調査申出書

(議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

追加日程第19 発委第4号 閉会中の継続調査申し出を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中の調査を継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中の調査を継続することに決定しました。

これをもって、平成23年第1回定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 水本君(登壇)

○番外(町長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

3月3日に第1回定例会を召集させていただいてから本日まで、議員各位には精力的にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

平成23年度の当初予算をはじめ、新年度における町政の重要な案件等につきまして、真摯なご審議を尽くしていただくと共に、町政全般への貴重なご意見やご提言をいただいたところであります。

町政運営に対する厳しいご意見等をいただきましたが、提案いたしました案件すべてについて、議決をいただくことができました。

議員各位からのご意見やご提言を十分に踏まえながら、本議会においてご決定をいただいた事務、事業等の遂行に職員共々、全力を尽くしていく覚悟でございます。

今後とも、議員各位のご指導、ご支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

また、3月末をもって退職されます職員の皆様方には、長い間、白浜町政発展のため、職務に忠実に精励され、多大なご貢献をいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

今後も健康にご留意されまして、町政発展のためお力添えをお願い申し上げます。

お諮りします。

これをもちまして、白浜町議会平成23年第1回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成23年第1回定例会はこれをもって閉会いたします。

たいへん、ご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、14時09分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成23年3月22日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員